平成２１年（フ）第１２１号
福岡県直方市大字下境3910番地116
債務者　和田　利賀（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第４１０号
福岡県三井郡大刀洗町大字栄田3247番地
債務者　堤　　政治
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４１１号
福岡県三井郡大刀洗町大字栄田3247番地
債務者　堤　加代子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４２５号
福岡県久留米市善導寺町飯田1018番地２
債務者　瀧内　広人
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１２３５号
北九州市若松区深町１丁目７番79号
債務者　岩本　陽子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２４９号
北九州市八幡西区別所町14番43号
債務者　山本　浩幸
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６８０号
大分市大字馬場546番地の２
債務者　小野　雅宏
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５８２号
鹿児島県鹿児島市皆与志町745番地
債務者　山下五百子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６８７号
鹿児島県鹿児島市小野２丁目20番５号
債務者　壽福久美子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６９６号
鹿児島県鹿児島市東谷山７丁目９番16号桜凱２号202号
債務者　濱田　直哉
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７１２号
鹿児島県鹿児島市真砂本町15番５―302号
債務者　岩**切**　　進
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７２７号
鹿児島県鹿児島市三和町65番９―204号
債務者　徳留美佐子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７２８号
鹿児島県鹿児島市中央町34番地13
債務者　本村　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７７２号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘５丁目43番地７有馬アパート101号
債務者　**巻**木　治子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１９４号
鹿児島県姶良郡姶良町東餅田2722番地　県営帖佐団地Ｅ棟301号
債務者　横山　東江
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１１６号
鹿児島県志布志市志布志町安楽190番地50緑ケ浜団地４号棟203号
債務者　井上　勝彦
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
鹿児島県鹿屋市川西町3483番地６
債務者　新原　　剛
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第３８１号
沖縄県糸満市字照屋663番地　コーポ潤103号
債務者　小沼　秀男
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部